

(公 印 省 略)

分 医 発 第 2 8 8 4 号
令 和 7 年 1 1 月 1 7 日

各 郡 市 等 医 師 会 担 当 理 事 殿

大 分 県 医 師 会
常 任 理 事 吉 賀 攝

医 療 費 助 成 の 受 給 者 証 及 び 診 察 券 の マ イ ナ ン バ ー カ ー ド へ の 一 体 化 に 関 す る
補 助 金 周 知 用 リ ー フ レ ッ ト の 更 新 に つ い て

標 記 に つ き ま し て 、 令 和 7 年 5 月 29 日 付 分 医 発 第 862 号 「 医 療 費 助 成 の 受 給 者 証 及 び
診 察 券 の マ イ ナ ン バ ー カ ー ド へ の 一 体 化 に 関 す る 補 助 金 の 令 和 7 年 度 の 申 請 受 付 の
開 始 に つ い て 」 に て お 知 ら せ し て お り ま す が 、 今 般 、 リ ー フ レ ッ ト が 更 新 さ れ た 旨 、
日 医 担 当 理 事 か ら 別 紙 の と お り 連 絡 が 参 り ま し た の で 、 貴 会 会 員 へ の 周 知 方 よ ろ し く
お 願 い 申 し 上 げ ま す 。

日医発第 1320 号(情シ)(保険)
令和 7 年 11 月 13 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

**医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する
補助金周知用リーフレットの更新について**

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

日医発第 335 号(情シ)(保険) 令和 7 年 5 月 23 日「医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する補助金の令和 7 年度の申請受付の開始について」にてお知らせしておりました、「医療機関・薬局でのマイナンバーカードの利活用推進事業」につきまして、対応自治体数が令和 7 年度末には全国 625 自治体(41 都道府県、584 市町村)に拡大する予定となったことを受けてリーフレットを更新したとして、その周知依頼が本会宛てに参りました。

自治体等で発行する医療費助成の受給者証をマイナンバーカードへ一体化することで、医療機関では、医療保険とともに医療費助成のオンライン資格確認を実施できるようになります。また、医療機関等で発行する診察券をマイナンバーカードへ一体化することで、従来の診察券なしで患者受付をすることも可能です。本事業では、これらの導入を補助することで、医療機関窓口における受給者証情報や診察券情報の手動入力の手間を削減し、入力間違いによる資格過誤請求の減少などにつながるものと考えます。

更新されたリーフレットにつきましては、下記の厚労省ホームページで公表されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryuhijosei-iryookikan.html

また、診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する導入事例は、下記ポータルサイトで公開されています。

<https://cases.iryohokenjyoho-portalsite.jp/onshi/clinic/>

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【別添資料】

- ・【事務連絡】医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する補助金周知用リーフレットの更新について

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する
補助金周知用リーフレットの更新について

厚生労働行政につきまして、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する補助金の令和7年度の申請受付の開始について」（令和7年5月22日付け事務連絡）にてお知らせしておりますとおり、医療費助成のオンライン資格確認を導入するためのレセプトコンピュータの改修に対する補助金について、本年6月6日より申請受付を開始しています。

医療費助成のオンライン資格確認については、参加予定自治体が順次拡大しており、別添1のとおり、令和7年度末には全国625自治体（41都道府県、584市区町村）に運用が拡大する予定です。そのため、今回、補助金周知用リーフレットについて、別添2及び別添3のとおり^{*1}、上記の令和7年度末の参加予定自治体の状況を更新しています。

また、診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する導入事例についても公開^{*2}していますので、ぜひご覧ください。

貴会におかれては、改めてこれらの内容について御了知いただき、貴会会員に対し、周知いただきますよう、よろしく願いいたします。あわせて、特に貴会会員の医療機関が所在する自治体が医療費助成のオンライン資格確認を導入している又は導入予定である場合には、本補助金の活用を積極的に検討いただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

※1 別添2・3のリーフレットは以下の厚生労働省ホームページで公表しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryuuhijosei-iryookikan.html

※2 診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する導入事例は以下の医療機関等向け総合ポータルサイト導入事例紹介ホームページで公表しています。

<https://cases.iryohokenjyoho-portalsite.jp/onshi/clinic/>

【照会先】

○医療費助成のオンライン資格確認について

厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 jousan@mhlw.go.jp

○診察券とマイナンバーカードの一体化について

厚生労働省保険局医療介護連携政策課 suisin@mhlw.go.jp

医療費助成のオンライン資格確認の先行実施の状況（令和7年10月時点）①

◎ 先行実施に参加・参加予定の自治体（累計）

	R 5年度	R 6年度	R 7年度
自治体	5	183	625
都道府県	0	22	41
市区町村	5	161	584

◎ システム改修等を実施・実施予定の自治体（年度別）

	R 5年度	R 6年度	R 7年度
自治体	5	180	481
都道府県	0	22	36
市区町村	5	158	445

※令和7年度実施予定の自治体のうち、442自治体が新規参加予定、39自治体は令和6年度から参加していて令和7年度もシステム改修等を実施予定。

◎ 都道府県の参加・参加予定の状況（累計）【41都道府県】

種類	公費負担医療										地方単独医療費助成
	精神通院	難病	小児慢性	障害児入所【R7～】	感染症法			予算事業			その他*
					結核	新型インフル【R7～】	新感染症【R7～】	肝炎【R7～】	肝がん・重度肝硬変【R7～】	特定疾患【R7～】	
参加・参加予定都道府県数	40	31	31	9	5	1	1	13	7	5	3

*子ども医療費助成、障害者医療費助成、ひとり親家庭医療費助成以外の地方単独医療費助成

参加・参加予定都道府県（累計）

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

※赤字：R7年度から新規参加予定（19都道府県）

※青字：R6年度から参加していてR7年度もシステム改修等を実施予定（17都道府県）

医療費助成のオンライン資格確認の先行実施の状況（令和7年10月時点）②

◎市区町村の参加・参加予定の状況（累計）【584市区町村】

種類	公費負担医療							
	障害者総合支援法				難病	児童福祉法		
	精神通院	更生医療	育成医療	療養介護医療 【R7～】		小児慢性	肢体不自由児 通所 【R7～】	障害児入所 【R7～】
参加・参加予 定市区町村数	4	277	266	108	2	17	90	2

種類	公費負担医療				地方単独医療費助成			
	未熟児 養育医療	感染症法			こども	障害者	ひとり親 家庭	その他
		結核	新型インフル 【R7～】	新感染症 【R7～】				
参加・参加予 定市区町村数	25	7	0	0	523	485	506	149

【公費負担医療（自治体関係）の実施主体】

- 障害者総合支援法 ●精神通院医療：都道府県、指定都市 ●更生医療：市区町村 ●育成医療：市区町村 ●療養介護医療：市区町村
- 難病法 ●特定医療費：都道府県、指定都市
- 児童福祉法 ●小児慢性特定疾病医療費：都道府県、指定都市、中核市、児相設置市 ●肢体不自由児通所医療費：市区町村
- 障害児入所医療費：都道府県、指定都市、児相設置市
- 母子保健法 ●養育医療：市区町村
- 感染症法 ●結核患者の医療：都道府県、保健所設置市、特別区 ●新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者の医療：都道府県、保健所設置市
- 新感染症外出自粛対象者の医療：都道府県、保健所設置市、特別区

医療費助成のオンライン資格確認の先行実施の状況（令和7年10月時点） ③

【参加・参加予定市区町村（累計）①】

都道府県	市区町村名
①北海道	帯広市、三笠市、歌志内市、新篠津村、松前町、知内町、木古内町、鹿部町、島牧村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、倶知安町、泊村、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、由仁町、栗山町、月形町、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、中富良野町、剣淵町、猿払村、中頓別町、津別町、清里町、小清水町、置戸町、佐呂間町、厚真町、安平町、むかわ町、平取町、新冠町、えりも町、新ひだか町、音更町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、足寄町、浦幌町、厚岸町、浜中町、標茶町、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
②青森県	八戸市、三沢市、つがる市、深浦町、五戸町
③岩手県	一関市、八幡平市、葛巻町、山田町、九戸村、一戸町
④宮城県	仙台市、多賀城市、登米市、栗原市、大崎市、柴田町、亘理町、美里町
⑤秋田県	大館市、湯沢市、由利本荘市、にかほ市
⑥山形県	米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、天童市、尾花沢市、中山町、大石田町、真室川町
⑦福島県	大玉村、南会津町、三春町
⑧茨城県	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常陸太田市、北茨城市、笠間市、取手市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町
⑨栃木県	栃木市、日光市、大田原市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町、那須町、那珂川町
⑩群馬県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、富岡市、吉岡町、下仁田町、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町
⑪埼玉県	さいたま市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、新座市、桶川市、三郷市、坂戸市、鶴ヶ島市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町
⑫千葉県	銚子市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、東金市、柏市、市原市、流山市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、富津市、四街道市、八街市、印西市、白井市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、鋸南町
⑬東京都	江東区、大田区、世田谷区、杉並区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、町田市、小金井市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、大島町、新島村
⑭神奈川県	横浜市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、綾瀬市、大磯町、二宮町、真鶴町、湯河原町
⑮新潟県	加茂市、南魚沼市
⑯石川県	加賀市
⑰山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、昭和町、忍野村、富士河口湖町
⑱長野県	上田市、飯田市、須坂市、小諸市、中野市、塩尻市、佐久市、川上村、南牧村、北相木村、御代田町、松川町、下條村、南木曾町、大桑村、木曾町、朝日村、筑北村、池田町、松川村、坂城町、小布施町、山ノ内町、小川村、飯綱町
⑲岐阜県	岐阜市、海津市、養老町

※赤字：R7年度から新規参加予定（423市区町村 *次頁とあわせて） ※青字：R6年度から参加していてR7年度もシステム改修等を実施予定（22市町村 *次頁とあわせて）

医療費助成のオンライン資格確認の先行実施の状況（令和7年10月時点）④

【参加・参加予定市区町村（累計）②】

都道府県	市区町村名
②⑩静岡県	浜松市、御殿場市、湖西市、南伊豆町
②⑪愛知県	名古屋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊川市、津島市、豊田市、西尾市、蒲郡市、小牧市、新城市、知立市、田原市、愛西市、清須市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、蟹江町、飛島村、設楽町、東栄町、豊根村
②⑫三重県	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、伊賀市、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町
②⑬滋賀県	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、米原市
②⑭京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、京丹波町、伊根町、与謝野町
②⑮大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、枚方市、松原市、柏原市、羽曳野市、摂津市、東大阪市、泉南市、四條畷市
②⑯兵庫県	姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、伊丹市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、小野市、加西市、丹波篠山市、養父市、朝来市、加東市、多可町、福崎町、神河町、香美町、新温泉町
②⑰奈良県	川西町、田原本町、広陵町
②⑱和歌山県	和歌山市、新宮市、紀美野町、古座川町
②⑲鳥取県	岩美町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、日吉津村、伯耆町、日野町
③⑰島根県	松江市、出雲市
③⑱岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、瀬戸内市、赤磐市、吉備中央町
③⑲広島県	福山市、神石高原町
③⑳徳島県	阿南市、上板町、つるぎ町
③㉑香川県	高松市、丸亀市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
③㉒愛媛県	松山市、四国中央市、鬼北町
③㉓福岡県	直方市、飯塚市、柳川市、八女市、大川市、宗像市、うきは市、宮若市、久山町、遠賀町、苅田町
③㉔佐賀県	佐賀市、有田町
③㉕長崎県	大村市、平戸市、壱岐市、五島市
③㉖熊本県	熊本市、八代市、荒尾市、玉名市、菊池市、天草市、玉東町、小国町、嘉島町
④⑰大分県	別府市
④⑱宮崎県	都城市、延岡市、小林市、日向市、門川町、美郷町、日之影町
④㉒鹿児島県	枕崎市、阿久根市、出水市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、三島村、さつま町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
④㉓沖縄県	那覇市、宜野湾市、石垣市、名護市、糸満市、うるま市、宮古島市、金武町、中城村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、南大東村、伊平屋村、伊是名村、八重瀬町、竹富町、与那国町

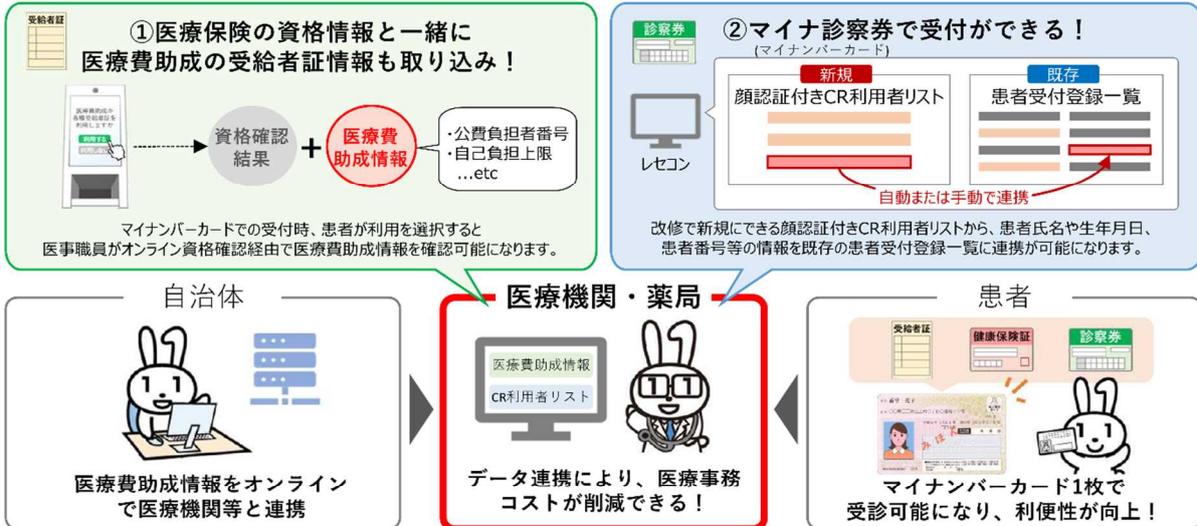
※赤字：R7年度から新規参加予定（423市区町村）※前頁とあわせて） ※青字：R6年度から参加していてR7年度もシステム改修等を実施予定（22市区町村）※前頁とあわせて）

診療所のみなさまへ

令和7年度10月版
診療所向け

医療費助成の受給者証及び診察券の マイナンバーカードへの一体化に関する 補助金の申請を受け付けています

医療費助成の受給者証及び診察券の マイナンバーカードへの一体化には多くのメリットがあります



補助内容のご案内

- 診療所においては、以下のいずれかの改修を選択して、補助金を受給することができます。
- ① 医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得するためのレセコンの改修
 - ② 医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得するとともに、マイナ診察券で受付を行うためのレセコンの改修
 - ③ マイナ診察券で受付を行うためのレセコンの改修

① 医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得！

- 医療費助成のオンライン資格確認については、令和7年10月現在、**全国183自治体（22都府県、161市町村）で運用が開始**されており、令和7年度末には**全国625自治体（41都府県、584市町村）に運用が拡大**する予定です。また、**全国約2.5万の医療機関・薬局において、レセコン改修が完了**しています。
 - ※ 一度改修いただければ、参加自治体や受給者証の種類が増える都度の追加改修は必要ありません。
- 運用を開始している自治体名や対応する受給者証の種類についてはデジタル庁HP（下部QRコード左参照）で、運用予定については厚労省HP（下部QRコード右参照）をご確認ください。
- オンライン資格確認の実施に当たってのレセコン改修への補助金は下記のとおりです。

補助額
(※千円未満切捨て)

5.4万円を上限に補助
(事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)

マイナ保険証を基本とした仕組みへの移行を受けて、
是非このタイミングでのレセコンの改修をご検討ください。

詳しくはこちら

医療費助成のオンライン資格確認の運用開始
済・運用を予定している自治体の一覧はこちら
<https://www.digital.go.jp/news/57c899a1-376f-4a50-9d4c-9b5801ba3f30>
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/shuyaku/kenkou_inyou/inyou/2youh@ssai.html

<デジタル庁HP>

<厚労省HP>



② 医療費助成の受給者情報をオンラインで取得するとともに、
マイナ診察券で受付ができる！
(マイナンバーカード)

- レセコンの改修により、医療費助成の受給者証と診察券の両方の機能をマイナンバーカードに一体化できます。
- この場合のレセコンの改修への補助金は下記のとおりです。 ※診察券の廃止までは、要件ではありません。

補助額

(※千円未満切捨て)

5.4万円を上限に補助

(事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)



③ マイナ診察券で受付ができる！
(マイナンバーカード)

- レセコンの改修により、診察券の機能をマイナンバーカードに一体化できます。
- 診察券利用に伴うレセコン改修等への補助金は下記のとおりです。 ※診察券の廃止までは、要件ではありません。

補助額

(※千円未満切捨て)

5.4万円を上限に補助

(事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)

申請手続きに係る共通事項のご案内

医療費助成の受給者証と診察券利用に伴う改修は別々の機会に実施することも可能ですが、その場合でも、申請は一括で行っていただくようお願いします。(一体的な申請手続きを行う観点から、複数回の申請はご遠慮ください。また、その場合の補助額は上記②に記載の通り、5.4万円となります。)

申請期間

2025年(令和7年)6月6日～2026年(令和8年)1月15日

- ※ 2024年度(令和6年度)に改修を行った場合も対象となります。
- ※ 予算の範囲内で実施する補助金のため、お早めに申請を行ってください。

申請方法

医療機関等向け総合ポータルサイトで申請して下さい

必要書類

申請に必要な書類は以下3点です

- ① 領収書
- ② 領収書内訳書
- ③ システム改修に係るチェックシート(ベンダーに記入してもらってください)



※詳細は、医療機関等向け総合ポータルサイトよりご確認ください

補助金の申請手続きは以下から行なえます

補助金案内ページ

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011504



- お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター(通話無料)

0800-080-4583

月曜日～金曜日：8:00～18:00(祝日除く)
土曜日：8:00～16:00(祝日除く)

- 医療機関等向け総合ポータルサイト

URL：<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>



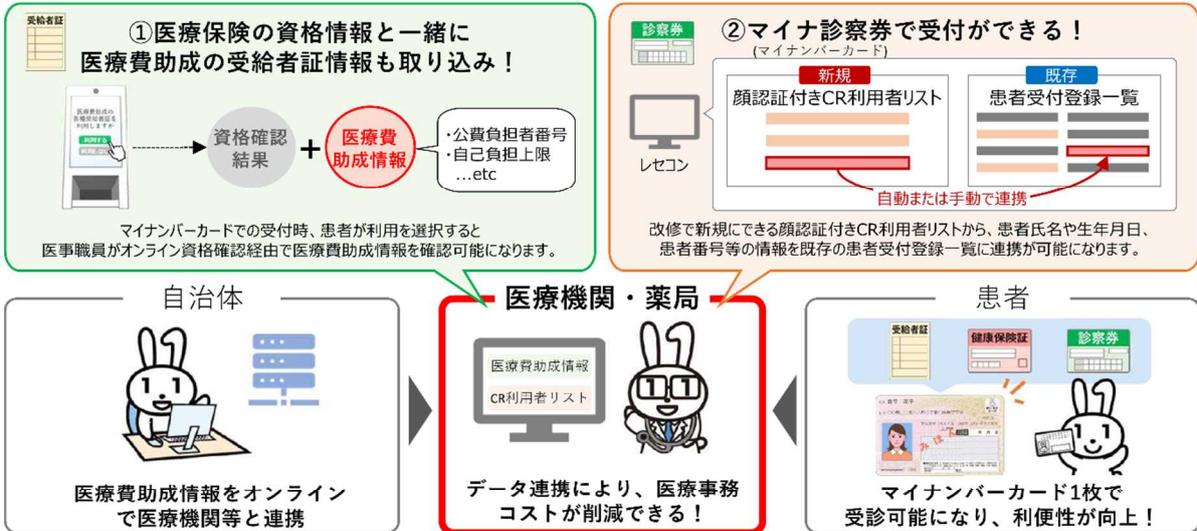
厚生労働省

病院のみなさまへ

令和7年度10月版
病院向け

医療費助成の受給者証及び診察券の
マイナンバーカードへの一体化に関する
補助金の申請を受け付けています

医療費助成の受給者証及び診察券の
マイナンバーカードへの一体化には多くのメリットがあります



補助内容のご案内

病院においては、以下のいずれかの改修を選択して、補助金を受給することができます。

- ① 医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得するためのレセコンの改修
- ② 医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得するとともに、マイナ診察券で受付を行うためのレセコン等の改修
- ③ マイナ診察券で受付を行うためのレセコン等の改修



① 医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得！

- 医療費助成のオンライン資格確認については、令和7年10月現在、**全国183自治体（22都府県、161市町村）で運用が開始**されており、令和7年度末には**全国625自治体（41都府県、584市町村）に運用が拡大**する予定です。また、**全国約2.5万の医療機関・薬局において、レセコン改修が完了**しています。
※ 一度改修いただければ、参加自治体や受給者証の種類が増える都度の追加改修は必要ありません。
- 運用を開始している自治体名や対応する受給者証の種類についてはデジタル庁HP（下部QRコード左参照）で、運用予定については厚労省HP（下部QRコード右参照）をご確認ください。
- オンライン資格確認の実施に当たってのレセコン改修への補助金は下記のとおりです。

補助額

(※千円未満切捨て)

28.3万円を上限に補助

(事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

マイナ保険証を基本とした仕組みへの移行を受けて、
是非このタイミングでのレセコンの改修をご検討ください。

詳しくはこちら

医療費助成のオンライン資格確認の運用開始
済・運用を予定している自治体の一覧はこちら

<https://www.digital.go.jp/news/07a099a1-376f-4a50-8eac-9b5901ba3f39>
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/ryou/ryouhijosai.html

<デジタル庁HP>

<厚労省HP>





②医療費助成の受給者情報をオンラインで取得するとともに、マイナ診察券で受付ができる！ (マイナンバーカード)

- レセコン・再来受付機等の改修等により、医療費助成の受給者証と診察券の両方の機能をマイナンバーカードに一体化できます。この場合のレセコン・再来受付機等の改修等への補助金は下記のとおりです。 ※診察券の廃止までは、要件ではありません。

補助額 (※千円未満切捨て)	①再来受付機等の改修を含む※	60.0万円を上限に補助 (事業費120万円を上限にその1/2を補助)
	②再来受付機等の改修を含まない	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

※再来受付機は、改修だけではなく、購入した際のオプション費用も補助の対象になります。



③マイナ診察券で受付ができる！ (マイナンバーカード)

- レセコンの改修等により、診察券の機能をマイナンバーカードに一体化できます。診察券利用に伴うレセコン改修等への補助金は下記のとおりです。 ※診察券の廃止までは、要件ではありません。

補助額 (※千円未満切捨て)	①再来受付機等の改修を含む※	60.0万円を上限に補助 (事業費120万円を上限にその1/2を補助)
	②再来受付機等の改修を含まない	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

※再来受付機は、改修だけではなく、購入した際のオプション費用も補助の対象になります。

申請手続きに係る共通事項のご案内

医療費助成の受給者証と診察券利用に伴う改修は**別々の機会に実施することも可能**ですが、その場合でも、**申請は一括**で行っていただくようお願いいたします。(一体的な申請手続きを行う観点から、複数回の申請はご遠慮ください。また、その場合の補助額は上記②に記載の通り、再来受付機等の改修を含む場合は60.0万円、再来受付機等の改修を含まない場合は28.3万円となります。)

申請期間	2025年(令和7年)6月6日～2026年(令和8年)1月15日 ※2024年度(令和6年度)に改修を行った場合も対象となります。 ※予算の範囲内で実施する補助金のため、お早めに申請を行ってください。
申請方法	医療機関等向け総合ポータルサイトで申請して下さい
必要書類	申請に必要な書類は以下3点です ① 領収書 ② 領収書内訳書 ③ システム改修に係るチェックシート(バンダーに記入してもらってください) ※詳細は、医療機関等向け総合ポータルサイトよりご確認ください



補助金の申請手続きは以下から行なえます



補助金案内ページ

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011504



- お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター(通話無料)

0800-080-4583

月曜日～金曜日：8:00～18:00(祝日除く)
土曜日：8:00～16:00(祝日除く)

- 医療機関等向け総合ポータルサイト

URL：<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>



厚生労働省